

福井市企業局告示第13号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、福井市企業局上下水道経営部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月14日

福井市企業管理者 前田和宏

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年12月28日

2 下水を排除し、及び処理すべき区域

(1)単独公共下水道境処理区（合流）

菅谷町及び豊岡2丁目の各一部

(2)単独公共下水道日野川処理区（分流）

下中町、下江守町、淵1丁目、上六条町、稲津町、浅水二日町、真木町、三十八社町、江尻ヶ丘町及び下江尻町の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

(1) 2の(1)の区域 合流式

(2) 2の(2)の区域 分流式

5 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

(1)単独公共下水道境処理区

福井県福井市菅谷1丁目1番1号

境浄化センター

(2) 単独公共下水道日野川処理区

福井県福井市黒丸町3字1番地

日野川浄化センター

6 縦覧期間

令和4年12月15日から12月28日まで（土曜日及び日曜日を  
除く。）



7 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 別紙図面

供用を開始しようとする排水施設の位置

### 凡例

	下水を排除し、及び処理すべき区域
	供用を開始しようとする排水施設の位置

